

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更届出（建設業許可更新のみの場合）

提出書類	建設業許可更新のみの場合
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）	◎
建設業の許可通知書の写し	◎
電気工事業者届出済票標識（金看板）の掲示写真	◎
主任電気工事士免状の写し （第1種は受講記録の写しも必要）	◎

◎印の書類が必要です。

建設業の許可更新終了後、変更を届け出てください。

様式第 19 (第 25 条)

電気工事業に係る変更届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名
連絡先Tel

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 34 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。